

○農林水産省告示第二号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第十七の規定に基づき、平成五年一月二十七日農林水産省告示第八十二号（タイ王国産ナンカンワシ種、ナンドクマイ種、ピムセンゲン種、マハチャノ種及びラッド種のマンガウの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十一年一月六日

農林水産大臣 石破 茂

一 中「タイ王国の」を「タイの」に、「タイ王国植物防疫機関」を「タイ植物防疫機関」に改める。  
三の（一）中「タイ王国植物防疫機関」を「タイ植物防疫機関」に改める。

四の（一）中「四十六・五度」を「摂氏四十六・五度」に、「四十三度」を「摂氏四十三度」に、「四十七度」を「摂氏四十七度」に改め、同（一）中「四十三度」を「摂氏四十三度」に、「四十七度」を「摂氏四十七度」に改める。

五 中「実施された」を「実施されている」に改める。  
六の（三）及び七中「タイ王国植物防疫機関」を「タイ植物防疫機関」に改める。

○農林水産省告示第三号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第四十の規定に基づき、平成十五年四月二十五日農林水産省告示第七百一十一号（タイ王国産マングスチンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十一年二月一日から施行する。

平成二十一年一月六日

農林水産大臣 石破 茂

一 中「タイ王国の」を「タイの」に、「タイ王国植物防疫機関」を「タイ植物防疫機関」に改める。

三の（一）中「タイ王国植物防疫機関」を「タイ植物防疫機関」に改める。  
五 中「実施された」を「実施されている」に改める。

六の（三）及び七中「タイ王国植物防疫機関」を「タイ植物防疫機関」に改める。

九 中「生果実には」を「生果実の各こん包又は束ねたこん包には」に、「の表示がなされており、また、そのこん包には」を「及び」に改める。

○農林水産省告示第四号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第十九の規定に基づき、平成四年五月六日農林水産省告示第五百十八号（アメリカ合衆国産さくらんぼの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十一年一月六日

農林水産大臣 石破 茂

四の（二）イ中「六度以上十二度」を「摂氏六度以上摂氏十二度」に改め、同（二）アの表の果実温度の欄中「二十二度以上」を「摂氏二十二度以上」に、「十七度以上二十二度」を「摂氏十七度以上摂氏二十二度」に、「十二度以上十七度」を「摂氏十二度以上摂氏十七度」に、「六度以上十二度」を「摂氏六度以上摂氏十二度」に改める。

五 中「実施されたこと」を「実施されていること」に改める。

○農林水産省告示第五号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第一の規定に基づき、昭和四十七年五月二十七日農林省告示第七百九十八号（ハワイ諸島産ソロ種パイアヤ生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十一年一月六日

農林水産大臣 石破 茂

一 及び二 中「あつて」を「あつて」に改める。

三の（一）ア中「チチュウカイミバエ」を「チチュウカイミバエ」に改め、同イ中「行なわれた」を「行われた」に改める。

四 中「四十七・二度」を「摂氏四十七・二度」に改める。

五 中「三の（一）の下に」の検査を加え、実施されたこと」を「実施されていること」に改める。  
六の（二）中「行なわれていること」を「行われていること」に改める。

七 及び八 中「あつて」を「あつて」に改める。  
九 中「行なわれた各生果実」を「行われた生果実のこん包には」を「及び」に改める。

○農林水産省告示第六号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第三十六の規定に基づき、平成十二年五月十七日農林水産省告示第七百十三号（ハワイ諸島産ケイト種及びヘイデン種のマンガウの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十一年一月六日  
農林水産大臣 石破 茂  
四 中「四十七・二度」を「摂氏四十七・二度」に改める。

五 中「実施されたこと」を「実施されていること」に改める。  
九 中「各生果実」を「生果実のこん包」に、「の表示がなされており、かつ、そのこん包には」を「及び」に改める。

○農林水産省告示第七号  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年一月六日  
農林水産大臣 石破 茂  
一 保安林の所在場所 熊本県八代市泉町栗木字廣川間六〇一五の二、六〇一五の四、六〇一五の五、六〇一五の六（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的 土砂の流出の防備  
三 指定施業要件  
（一）立木の伐採の方法  
1 次の森林については、主伐は、択伐による。

2 字廣川間六〇一五の二・六〇一五の四から六〇一五の六まで（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）  
3 その他の森林については、主伐に係る伐採を定めない。

4 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

5 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
（一）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（二）次の図及び、次のとおりは、省略し、その関係書類を熊本県庁及び八代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八号  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年一月六日  
農林水産大臣 石破 茂  
一 保安林の所在場所 熊本県葦北郡芦北町大字田浦町字外平二一の一、二二の一、二四の一、二七の一、三二の一、三三

二 指定の目的 土砂の流出の防備  
三 指定施業要件  
（一）立木の伐採の方法  
1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
（一）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（二）次のとおりは、省略し、その関係書類を熊本県庁及び芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九号  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年一月六日  
農林水産大臣 石破 茂  
一 保安林の所在場所 熊本県阿蘇郡産山村大字田尻字北西小坪四八二の一

二 指定の目的 水源のかん養  
三 指定施業要件  
（一）立木の伐採の方法  
1 主伐に係る伐採は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
（一）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（二）次のとおりは、省略し、その関係書類を熊本県庁及び産山村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第十号  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年一月六日  
農林水産大臣 石破 茂